

名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和5年9月5日（火）

15:50～16:15

天白文化小劇場

1 税務署長挨拶

2 税務署からの連絡事項

（1）令和5年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の見直しについて（資料1）

（2）キャッシュレス納付の利用拡大等について

イ プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて（資料2）

ロ ダイレクト納付の利便性の向上について（資料3）

3 その他

令和5年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の見直しについて

- ◆ 平成15年分の確定申告以降、期間中（2/16～3/15）の日曜日のうち2日間において確定申告の相談及び申告書の受付を実施（いわゆる「閉庁日対応」）
- ◆ 閉庁日対応実施日に来場する納税者の方は、近年、減少傾向
- ◆ また、閉庁日対応の取組開始後、国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び「確定申告書等作成コーナー」の運用開始など、より簡単に申告手続きが可能となるよう環境を整備
- ◆ 国税庁ホームページにおいてチャットボットを運用するとともに、確定申告期間中は各国税局でコールセンターを開設し、申告相談に対応
- ◆ こうした状況を踏まえ、令和5年分の確定申告においては、閉庁日対応を1日間の実施とする方向で検討中（現在、関係機関等と調整を進めているところ）

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

① 法人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし				ダイレクト納付 届出あり			ダイレクト納付 届出なし				
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）		
				納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付	
	電子申告	書面申告			電子申告	書面申告			電子申告	書面申告				
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

※ 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

② 個人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし
所得税	×	×	×	○	×（※1）	○
消費税	×	×	×	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分					予定申告分・中間申告分			
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者						
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		
				納付書を使用しない納付方法 （※2）	金融機関・税務署 窓口での納付		納付書を使用しない納付方法 （※2）	金融機関・税務署窓口での納付	
						電子通知希望あり	電子通知希望なし		
所得税	×	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○（※3）	

※1 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

※2 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

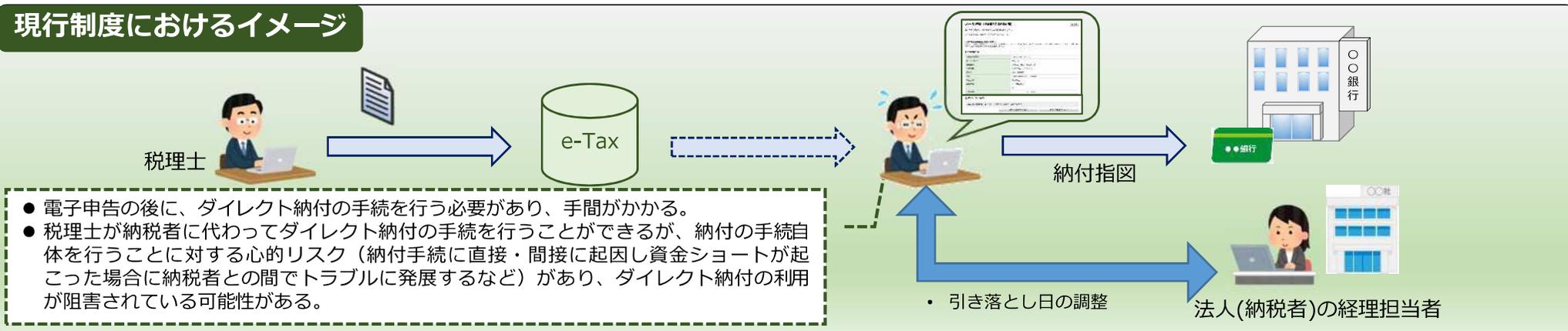
※3 消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

ダイレクト納付の利便性向上（令和5年度税制改正）

現行制度

- ◆ **ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）**は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告等した後、簡単な操作で、**即時又は期日を指定して**預貯金口座からの口座引落しにより納付できる制度。

現行制度におけるイメージ



- 電子申告の後に、ダイレクト納付の手続を行う必要があり、手間がかかる。
- 税理士が納税者に代わってダイレクト納付の手続を行うことができるが、納付の手続自体を行うことに対する心的リスク（納付手続に直接・間接に起因し資金ショートが起こった場合に納税者との間でトラブルに発展するなど）があり、ダイレクト納付の利用が阻害されている可能性がある。

改正概要

【令和6年4月1日以降】

- ◆ 電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うこと（税額が1億円以下^(注)の場合に限る。）で、**各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落し**を実施する。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うこととする。とともに、その納付については期限内の収納として取り扱う規定を設ける。
(注)経過措置が設けられる予定。

改正のイメージ

